

第5号様式（第6条第2項第13号）

(表)

年 月 日

誓 約 書

館山市長 様

申請書に記載されている事業者が各々記入  
してください。

住所  
氏名

電話

⑨

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

私は、次の土地の小規模埋立て等を行うに当たり、館山市小規模埋立て等による  
土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）を遵守し、  
下記の事項を誓約します。

記

1. 事業施工中及び完了後において、この事業が起因と認められる被害  
があった場合は、その補償の請求に応じるなど、苦情又は紛争があっ  
た場合には、自らの責任において解決すること。
2. 条例第5条の2の3第1項第各号に該当する者でないこと。
3. 2について、館山市が事実確認のために関係機関に照会することに  
異議がないこと。

事業区域の位置 及び面積	位置	面積  (実測) m <sup>2</sup>
-----------------	----	-------------------------------

所在地を館山市から<sup>こあざ</sup>小学・地  
番のすべてを記載する。  
※所在地が多数の場合は、  
「別添のとおり」とし、別紙  
に記載する。

実測により測量した面  
積を記載する。

(裏)

参考 1

館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例抜粋  
(申請の制限)

第 5 条の 2 の 3 次の各号のいずれかに該当する者は、第 5 条の 2 の規定による申請をすることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条第 3 項、第 1 4 条又は第 1 6 条第 2 項の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
- (3) 第 1 6 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る館山市行政手続条例（平成 8 年条例第 2 1 号）第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）
- (4) 県条例第 8 条第 2 項若しくは第 3 項、第 2 3 条又は第 2 5 条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
- (5) 県条例第 2 4 条第 1 項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間を経過しない者
- (6) 県条例第 2 4 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉県行政手続条例（平成 7 年千葉県条例第 4 8 号）第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）
- (7) 規則に定める法令の規定による命令を受けた者であって、必要な措置を完了せず、又は違反を是正するための必要な措置を完了していないもの
- (8) 市町村税の滞納がある者
- (9) 館山市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 3 号）第 2 条第 2 号又は第 3 号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）
- (10) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (11) 第 2 号から前号までに掲げるもののほか、埋立て事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (12) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (13) 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちに第 1 号から第 1 1 号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (14) 個人であって、規則で定める使用人のうちに第 1 号から第 1 1 号までのいずれかに該当する者のあるもの

参考 2

館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則抜粋

(申請の制限)

第 7 条の 3 条例第 5 条の 2 の 3 第 1 項第 7 号に規定する規則で定める法令の規定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 1 0 条の 3 並びに第 1 0 条の 9 第 3 項及び第 4 項
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 1 条第 1 項
- (3) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 1 5 条第 1 項（同法第 1 6 条第 4 項において準用する場合を含む。）
- (4) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 1 条第 1 項
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 1 5 条の 3